§ 1. 判定業務の概要

(1) 判定業務の区分

- 口 耐震診断判定
- □ 耐震改修判定

当協議会において耐震診断判定を取得済の物件について耐震改修計画の判定を 受ける場合

□ 総合判定

耐震診断と耐震改修計画の判定を同時に受ける場合

口 変更判定

当協議会において耐震診断及び耐震改修判定を取得済の物件について補強計画 の見直しによる変更判定を受ける場合

(2)対象とする建築物等(建築物等:建築物・建築物の部分及び工作物)

① 着工時期

原則として、昭和56年5月31日以前に着工された建築物等。

昭和56年6月1日以降に着工された新耐震基準の建築物等については必要に 応じ対象といたします。

② 構造種別

鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、木造、コンクリート ブロック・レンガ・その他組積造及びこれらの構造を組み合わせた構造

- ③ 判定対象外 ※原則下記としていますが判断にあたってはご相談下さい。
 - 高さが60メートルを超えるもの
 - 耐震性能に著しい影響を及ぼす劣化・損傷事象が認められるもの
 - 特殊な補強方法を採用している等により、判定が著しく困難であると想定 されるもの

(3) 判定の範囲

① 基本的な考え方

耐震診断・耐震改修計画の考え方、検討内容の妥当性について審査しています。 各種検討書(構造計算書等)の正誤をチェックするものではありません。

② 判定の範囲

「提出された耐震診断・耐震改修計画書が、準拠した耐震基準等に基づき妥当であること」を判定します。通常は、構造耐力上主要な部分の評価 (Is 評価等)となります。

ただし、主要構造部以外の構造体・非構造部材・建築設備及び建築物の敷地は、 地震による脱落・転倒等により人命の危険や避難の妨げとなる可能性があり、 その耐震性は重要であることから、当該部材等を調査の上、耐震性に対して検 討し、設計者の所見等を記載していただきます。

(4) 準拠する基準等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定される耐震診断の方法によるもので主な基準は以下のとおりです。

- ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「指針」
 - ■平成18年国土交通省告示第184号別添(建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項)
- ② 同上告示別添第1本文ただし書の規定に基づき認定された以下の基準
 - ■既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準/(一財)日本建築防災協会
 - ■既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準/

(一財)日本建築防災協会

- ■既存鉄骨造建築物の耐震診断指針/(一財)日本建築防災協会
- ■屋内運動場等の耐震性能診断基準/文部科学省大臣官房文教施設企画部
- ■官庁施設の総合耐震診断基準/(一財)建築保全センター
- ■既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針/

(一財)日本建築防災協会

■既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法/

(一財)日本建築防災協会

- ■木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法及び精密診断法/
 - (一財)日本建築防災協会
- ③ 耐震関係規定(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定)による耐震診断の方法
 - ■建築基準法施行令第3章第8節に定める構造計算に関する規定